

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和元年8月3日 09時00分ごろ
発生場所	京都府宮津市粟田 ^{くんだ} 漁港南東方沖 宮津黒埼灯台から真方位185° 3.1海里付近 (概位 北緯35° 32.7' 東経135° 14.9')
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、浸水した。
事故調査の経過	令和元年8月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機の濡損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.1m
事故の経過	本船は、操縦者ほか1人が乗り、釣りをしながら漂泊中、ゴム製船体の気室の継ぎ目から空気が抜け、海水が船内に浸入した。 操縦者は、本船を10年前に友人から譲り受け、船体が長年の使用により劣化してきていたと本事故後に思った。
分析	本船は、漂泊中、船体が経年劣化していたことから、ゴム製船体の気室の継ぎ目から空気が抜け、海水が船内に浸水したものと推定される。
原因	本事故は、本船が漂泊中、船体が経年劣化していたため、ゴム製船体の気室の継ぎ目から空気が抜け、海水が船内に浸水したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ゴム製の船体にあっては、出港前にゴムの劣化等船体の状況を点検すること。